

練習に関する注意事項(案)

- (1) 西京極総合運動公園補助陸上競技場にて行うこと。主競技場でのアップは厳禁とする。他の選手の迷惑にならないよう配慮すること。
尚、補助競技場の練習時間は 14時までとする。
- (2) 西京極総合運動公園周回道路を使用する場合は一般の方に十分配慮すること。
- (3) 練習の際は事故防止に努め、競技役員の指示に従うこと。
- (4) 練習で用器具を使用する際は、用器具係の競技役員に申し出ること。使用した後は元の場所まで返却すること。
- (5) 競技場の器具を破損した場合は、当該競技者の所属する大学より必要代金を徴収する場合がある。
- (6) ハードルの練習は以下の通りとする。なお、(4)と同様に使用した後は元の場所まで返却すること。

	4/7(日)
詳細	【110mH 100mH】 メインストレート 100mH…6レーン 110mH…7, 8レーン 【400mH】 第一曲走路 男子…8レーン 女子…7レーン

- (7) ハードルの練習をする際に、故意に手でハードルを倒すことは禁止とする。
- (8) その他、トラックのレーンの使い方は以下の通りとする。
1,2レーン…長距離及びジョッグ
3,4レーン…短距離コーナー練習・バトン練習
5~8レーン(バックストレート)…短距離スタート練習
- (9) 事故防止のため、逆走は禁止とする。
- (10) 事故防止のため、補助走路を横切るとは禁止する。また、やむを得ない事情で走路を横切の際は、十分周りに気を付けること。
- (11) 芝生内への立ち入りは原則禁止とする。
- (12) 投てき練習及び跳躍練習は禁止とする。
- (13) 補助競技場において、ハンマー投・円盤投を行うので、競技進行の妨げとならないよう十分に注意して練習を行うこと。
- (14) その他不明な点は、大会本部に確認すること。